

平成 24 年 11 月 19 日

各 位

会社名 株式会社中央倉庫  
代表者名 代表取締役社長 湯浅康平  
(コード番号 9 3 1 9 大証二部)  
問合せ先 常務取締役企画管理本部長 山田栄作  
(TEL 0 7 5 - 3 1 3 - 6 1 5 1)

## 自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成24年11月19日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社大阪証券取引所より、当社株式の大阪証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「大阪証券取引所市場第一部指定承認及び配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

### 【本資金調達目的】

当社は昭和2年10月に創業以来、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念のもと、倉庫業を中心とする総合物流を経済活動に不可欠な公共性の高い事業であると認識し、事業を通じて顧客のために、また、顧客とともに物流システムの合理化及び効率化を進めることにより、社会と経済の発展に貢献することを経営の基本方針としております。そして、企業理念にもとづきコーポレート・スローガンとして「未来を預かる、未来を運ぶ」を定め、グループ経営中長期ビジョンとして、

1. 企業の物流効率化、コスト削減等のソリューションを提案できる総合物流会社
2. 陸海空機能と物流センター機能を備えたサービス提供力のある総合物流会社
3. 収益力、健全な財務バランスと高度な品質に支えられた信頼感のある企業
4. 環境経営、内部統制など CSR を果たせる企業
5. 未来志向で創造力のある人材育成ができる企業

を掲げております。

これらの企業理念、コーポレート・スローガンやグループ経営中長期ビジョンに相応しい企業作りに取り組むため、お客様本位、品質本位をもとに当社企業理念の誠実に戻り原点回帰を旨として、「do the best at all times sincerely for the clients」（お客様のために心から常に最善を尽くします。）をモットーに中期経営計画「BASIC 2012」を策定し、その取組みを推進しています。

今般の自己株式の処分は、これらの取組み等の一環として、既存倉庫の改築を行い、顧客の利便性と品質の高度化、効率化の実現による収益力の強化、環境経営に配慮した設備等を実現するための設備投資資金を賄うものであります。

なお、自己株式の処分を通じて、株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図るとともに、引き続き適正な利益配分を行っていく方針としております。

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 900,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成24年11月27日（火）から平成24年12月3日（月）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受させる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成24年12月10日（月）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 湯浅康平に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 135,000株  
なお、売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成24年12月11日（火）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 湯浅康平に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 135,000株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間 平成24年12月26日（水）
- (5) 払込期日 平成24年12月27日（木）
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 湯浅康平に一任する。
- (9) 本第三者割当による自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

#### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、135,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成24年11月19日（月）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式135,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成24年12月27日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成24年12月21日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

#### 2. 今回の一般募集及び本件第三者割当自己株式処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	1,075,574株	(平成24年10月31日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	900,000株	
(3) 一般募集後の自己株式数	175,574株	
(4) 第三者割当による処分株式数	135,000株	
(5) 第三者割当後の自己株式数	40,574株	
(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。		

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当自己株式処分に係る手取概算額合計上限 516,440,000 円について、全額を平成 25 年 10 月末までに、当社京都支店城南営業所の A・B 棟倉庫改築に係る設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、平成 24 年 11 月 19 日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	京都支店 城南営業所 (京都市 伏見区)	倉庫業	倉庫の改築	1,200,000	-	自己株式処 分資金、自己 資金及び借 入金	平成 24 年 8 月	平成 25 年 10 月	2,168 m <sup>2</sup> の 倉庫能力の 増加

(注) 上記の金額には、消費税等を含めておりません。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

今回の調達資金を、上記(1)に記載のとおり充当することにより、今後の業績及び中長期的な企業価値の向上に貢献するとともに、財務体質が強化されるものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、事業の性格を踏まえ、財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としており、純資産配当率 (DOE: Dividend on Equity) 1%程度 (単体ベース) を下限の目処とし、加えて当期及び今後の業績、配当性向、財務面での健全性等を総合的に勘案するとともに、特殊な要因がある場合を除き、安定的な配当を実施することといたしております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記利益配分に関する基本方針に基づき、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うこととしております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、主に安定した事業基盤の拡充のための設備投資並びに財務体質の強化の原資として活用する予定であります。

#### (4) 過去 3 決算期間の配当状況等

(連結)	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	41.15 円	33.69 円	44.32 円
1 株当たり年間配当金 (内	22.50 円	22.50 円	22.50 円
1 株当たり中間配当金)	(10.00 円)	(10.00 円)	(10.00 円)

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

実績配当性向	54.7%	66.8%	50.8%
自己資本当期純利益率	2.4%	2.0%	2.6%
純資産配当率	1.3%	1.3%	1.3%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益は、当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
2. 配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
3. 各決算期の自己資本当期純利益率は、当該決算期末の当期純利益を、少数株主持分控除後の純資産の期首・期末平均で除した数値です。
4. 各決算期の純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり純資産の期首・期末平均で除した数値です。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	820 円	657 円	600 円	627 円
高 値	894 円	703 円	657 円	680 円
安 値	647 円	476 円	550 円	575 円
終 値	655 円	602 円	626 円	633 円
株価収益率	15.92 倍	17.87 倍	14.12 倍	—

- (注) 1. 平成25年3月期の株価については平成24年11月16日(金)現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値です。なお、平成25年3月期については未確定のため記載しておりません。

### (4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当自己株式処分による自己株式の処分並びに株式分割による新株式発行及び平成24年6月28日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」等に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。